

# 会 議 録

## 1 会議名

平成26年度 第10回頸城区地域協議会

## 2 議題（公開）

報告

報告事項

○新潟県南部産業団地の現在の状況について

○平成26年度冬期道路交通確保除雪計画について

○第5次上越市行政改革大綱の策定等について

公の施設使用料の見直しについて

その他

## 3 開催日時

平成26年12月16日（火）午後6時から午後7時33分まで

## 4 開催場所

頸城コミュニティプラザ 2階 203会議室

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員： 磯貝雄一、井部洵子、井部辰男、今井一郎、上村閨一、小田武彦、笠原昇治  
春日賢正、佐野喜治、関川正平、高木とき子、高橋勇、西條春一、芳賀芳明  
橋本博太、樋口美登里、水澤伊一、横山一雄（委員18人中18人出席）

・事務局：（総務管理部）行政改革推進課 新保係長、今井主任  
（産業観光部）産業立地課 柳澤課長  
（総合事務所）布施所長、関次長、牛木市民生活・福祉グループ長、篠原教  
育・文化グループ長、総務・地域振興グループ藤澤班長  
小池主任（以下グループ長はG長と表記）

## 8 発言の内容

**【関次長】**

皆さんお疲れ様です。時間になりましたので、只今から平成26年度第10回頸城区地域協議会を開催します。最初に会長からご挨拶いただきます。

**【井部会長】**

ご苦勞様です。今年も早いものであと半月になりました。今日は、足元の悪い中ご参集をいただきましてありがとうございます。今日は久々に全員の出席でございます。報告事項を中心に第10回よろしく願いいたします。

**【関次長】**

本日は、全員出席でございます。上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告いたします。本日の会議録の確認は、10番 関川委員と11番 高木委員になりますのでお願いいたします。

本日の協議に入っていただく前に事務局から訂正をさせていただきます。ご案内では第5次行政改革大綱の作成等については協議事項としておりましたが、第7回地域協議会で意見交換を実施した時も報告事項として実施していたこと、そして、すでにパブリックコメントで市民からも意見集約を実施していることから公の施設使用料の改正についてと合わせて報告事項に訂正させていただきます。

それでは、地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長から議長を務めていただくのをよろしくお願いいたします。

**【井部会長】**

それではこれより報告事項に入ります。

最初に、新潟県南部産業団地の現在の状況について、本日市の担当課から産業立地課の柳澤課長がお見えでありますので説明をしていただきます。

**【柳澤課長】**

— 資料1により説明 —

**【井部会長】**

お聞きのように2つの報告がございました。ご質問ございましたらお願いします。

**【高橋副会長】**

東北電力さんのケーブルの埋設工事はいつ頃予定していますか。今、パイプ工事をだいぶ長い期間やっているのですが。

**【柳澤課長】**

ついこの間までインペックスのガスの引き込み工事で、道路を割って下に埋設しておったかと思います。東北電力の電線の埋設工事については、まだ着工しておりません。最終的に年明けの11月に完成するということになりますので、あまり距離も長い工事ではございませんので、現場着工されるのは夏以降になるのではないかと考えております。何月から工事を着工するという話についてはまだ東北電力と日本テクノの中での協議事項でございます。ただ、11月までには完成させると聞いております。

**【井部会長】**

他にございますか。無いようでございますのでこの件については以上で終わります。柳澤課長さんどうもありがとうございました。

続きまして、平成26年度冬期道路交通確保除雪計画について事務局説明してください。

**【保坂班長】**

— 資料2により説明 —

**【井部会長】**

只今説明がございました。ご質問ございましたらご発言いただきたいと思います。よろしいですか。無いようでありますので除雪計画については以上で終わります。

引き続き、8月26日の第7回地域協議会ですでに意見交換を実施しております第5次上越市行政改革大綱の改定についてと公の施設使用料の見直しについて議題といたします。本日、市の行政改革推進課から新保係長と今井主任がお見えであります。説明をお願いいたします。

**【新保係長】**

いつもお世話になっております。今ほどご紹介をいただきました行政改革推進課の新保と申します。同じく今井と一緒に参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

本日説明させていただくテーマは、上越市行政改革大綱、公の施設の使用料見直しについて説明させていただきます。説明につきましてはおおよそ20分ほどお付き合いをお願いしたいと思います。行政大綱につきましては今井のほうから、施設使用料につきましては私のほうから説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

**【今井主任】**

**【井部会長】**

行政改革大綱（案）についてお話がございました。今言われましたように意見交換をしたいということですので、すでに大綱の案についても事前にお配りをしてございますので、ご質問なりご意見をお聞かせ願いたいと思います。

では、私のほうからお聞かせ願いたいのですが大綱の中で7ページの内部要因、普通交付税が段階的に減少していく、しかし一方で広域合併団体に対する財政需要の適切な反映を目的に、平成26年から5年間程度で、支所に要する経費の算定等々、増額が図られるということになっています。この見通しというのはどういうふうに捉えておられるのか、それが一つ。前回8月の時に副課長が来られた時に質問したのですが、第4次で約60億、行政改革の効果額が出るということが見込まれると言われました。それでは新たな第5次は、それぞれの大項目、中項目に分けてこれから策定をしていくわけですが、その中でどれくらいの効果額を見込んでいく予定なのかお聞かせ願いたいと思います。

**【今井主任】**

1 問目のご質問ですけれども、交付税の関係ですが、交付税の上乗せ額ということで新聞等にも報道はされているのですけれども、結論的に言いますとまだ現段階では正式な数値というのは市には国のほうから示されておりません。国からの正式な通知はないのですけれども、財政課のほうで計算して国から6割負担相当が、今の支所の経費の見直しにより復元されるであろうという予測です。これは第1段で支所経費の見直しがされ、第2段で標準面積と人口密度に伴う見直し、第1段、第2段合わせて6割程度復元されるのではないかとということがございます。今後はこの第2段、標準面積と人口密度に伴う見直しの情報収集をしながら、今作成しています財政計画の見直しに反映させていきたいと思っております。

2 目の効果額のほうですけれども、こちらにつきましても今お話しをさせていただいた財政計画を作っております。そちらのほうで具体的にお示し出来るかと思っておりますが、今ご説明させていただきました推進計画のほうにもそれぞれの取り組みごとに数値目標が設定できるものにつきましては、なるべく金額を落とし込んで具体的な目標数値として掲げ、取り組んで参りたいと思っております。積算につきましてもこれから行い、トータルの具体的な数値につきましては、財政計画が出る段階でお

示しできると思いますので、今しばらくお待ちいただければと思います。以上です。

**【井部会長】**

財政計画が出る時にはその数字が出るということで、今日の段階では捉えていいですか。効果額については8月の時にも副課長が来た時にお話をしました。いずれ大綱が決まった頃には分かるでしょうと言われたのです。だから今日聞いたのです。お出でいただく時には前回の時にどういう論議があって、次に来る時にどういうふうに質問に答えるか準備をしてくる。そういう対応にしていきたい。

それと普通交付税の5年程度の見直しについては、支所に要する経費の算定という、国の今の考えでは、合併したそれぞれの市町村の支所機能を強化するということが前提で交付税を増額する。その他に人口密度、面積等も条件の中にありますけれども、最初に出てくるのは支所機能の強化なのです。そうすると、普通交付税が出てきた時には、それぞれ支所にこれから予算配分をしていくことが考えられるのか。行革大綱を制定の中でそんな論議はどうなのか。そこを含めてお聞かせ願いたい。

この場でお応え出来なければ、お持ち帰り願いたいと思います。少なくとも、大綱の中に数字が書いてあるのですから、そういう点では数字については財政課任せにしないでいただきたい。70億円が財源不足になると言っている中、どのくらいが効果額として想定するか財政課から聞いてきてください。お願いします。

他に皆さんのほうでございませうか。

**【小田委員】**

公共施設の見直しの件です。24ページに項目が書いてあります。計画的な再配置、除却の問題といろいろ挙げておられますけれども、公共施設については、公民館の再配置の話もあったのですが、たとえば、今回借地の解消、借地料の見直しということ具体的に挙げてこられたのは、頸城区だったら公共施設においてどの程度借地が存在するのか、どの程度借地料があるのか。そういうものに対して行革としてどの程度改善したいのかというものがないと、これは行革になりません。その辺のところの情報を教えていただきたい。

**【今井主任】**

個別の頸城区さんでのというものは今手元にありません。市としては全体で500ヘクタールの土地を持っていて、殆ど山林です。それくらいの規模の私有地がございます。

## 【布施所長】

具体的には、たとえば、ユートピアくびきを造ったときにはイニシャルコストは全部で約32億円、建物で約24億円掛って当時造ったのですが、本来ならば土地を買上げるというのが多いのです。公共施設の場合は、学校を含め。

ところが、頸城の場合は非常に借地が多いということで、一年分のコストはそれなりなのですが、年数が重なると買うのと同じようになってしまうのではないかとということで、行革の一つとしてそこを解消しようということです。具体的には南川公民館ですと百万円、ユートピアくびきでは500万円を超える借地料となっています。そこから辺りはどうしても解消しないといけないという話なのです。具体的な数字については、決算書が出た段階でお示し出来ますけれども、必要であれば、事務所のほうに来ていただければお応えしたいと思います。

## 【小田委員】

公民館の再配置があった時に、頸城の場合は分館が多いわけです。聞くところによると分館の土地は借地というケースが非常に多いという話があったので。借地の問題を解決すれば分館の維持に繋がっていくのではないかとということがありまして、たとえば明治南分館ですと、建物もありグラウンドもあるという非常に広い範囲が借地だとお聞きしました。頸城の場合はかなりの所が借地になっているわけです。その借地料が市の負担になっているので、こういうものをやはり計画的に解消することを考えていただきたい。

以前、突然地域事業費に南川保育園の用地取得というのが登場しました。それで頸城区としては地域事業費が減ってしまったのです。持ち主の方が相続等が起こると、都会の方達ですから当然土地を買ってくれという話が出るわけです。突然経費が登場するということがあるので、やはり借地というのは本当にいいのだろうか。特に百間町界限はかなり借地だというお話があるものですから、それが実際どの程度なのか具体的に教えていただきたい。地域協議会というのは、そういう基本的な情報を元に議論する場所だと思いご質問しました。個別の話と言われますけれども、我々は個別の話をしなければ具体的な話は出来ないわけです。そういうところについては、質問にきちんと応えられるような準備をしていただきたいと思います。今日ということではありません。突然質問をしたわけですから。特に地域に与える影響が大きいものですから、ご説明願いたいという趣旨です。

**【今井主任】**

具体的な個々の取り組み内容について、これからどのように進めていくかという話をさせていただく機会があります。また個別に資料を必要な分ご用意させていただきたいと思います。区のほうを通しまして資料の提供をさせていただければと思います。

**【井部会長】**

もう一つお聞きします。資料の最後、第5次行政改革推進計画の項目事項39番目。地域自治区制度の推進の中で、地域協議会検証会議の検討結果を踏まえ、地域住民の意思を市政に反映させ、地域主体のまちづくりを推進するための地域自治区制度の適切な運用を図るといふ、こういう文言は行革効果の何を求めているのですか。

**【今井主任】**

新しい公共の創造を推進ということで、いくつか項目を掲げさせていただいています。その中で地域自治区の皆さんと一緒に進めていくことは行革には不可欠であろうという考えのもとです。行革に新しい公共の創造というのは馴染まないのではないかというお話もあろうかと思いますが、行政の在り方を見直す時にどのように市民の皆さんと一緒に地域の問題解決をしていくかというところも必要なのではないかという考えから、こちらの項目を盛り込ませていただいた経緯がございます。身近な地域において市民の皆さんが主体的に公共的な課題に多様な形でコミットしていく場所を設けさせていただいて、皆さんからも参加をしていただいて地域の元気、心の豊かさを見出すような取組に協力していただきながら行政改革と一緒に取り組んでいっていただきたいという思いからこちらの項目を設定させていただいております。

**【井部会長】**

第4次の際は、市民社会のアプローチによる新しい公共の創造という名前でした。今回の場合は、新しい公共の創造推進なのです。その中で、私が言ったのは39番の地域自治区制度の推進、これは分かります。説明の中で地域協議会の検証会議の検討結果を踏まえ云々というの、いわゆる地域協議会をどうしようというのですか。検証結果を今やっています。行政改革の中で地域協議会をどういうふうにしようと、皆さんは考えていますか。

**【今井主任】**

行革の中で地域協議会をどういうふうにしようというのではなく、行革の取り組

み項目の中の一つとして地域協議会の皆さんのお力をいただいて、一緒に取り組んでいきたいということで、取り組みの一つとして掲げさせていただいています。

**【春日委員】**

会長が言われたように、地域自治区の推進については確かに立派な文句だと思えます。内容のほうの検証会議。行政改革をするにあたり、地域協議会を上手く運用しながら行政改革の一つの輪の中に入れて、上からの流れ、こういうふうには金がないから行政としてはやるのだという、皆さんもそれを周知してもらいたいというふうな、書面になっているのではないかと思います。自治区の制度の推進は立派な話だと思えますが、矛盾しているのであまり意味がないのではないかと思います。

**【今井主任】**

地域自治区制度の推進ということで、先ほど申し上げましたように市民の皆さまと行政と両輪で進めていく必要があるということで、こちらに盛り込みをさせていただきました。今回第5次の行政改革を作るに当たり、地域協議会の皆さま、町内会の皆さま、市民の皆さまの生の声をお聞きしながら作っていくということで、何回か足を運ばせていただいたのも、皆さまと一緒に作り上げたいという思いからでございます。地域協議会の皆さまから先頭になっていただきながら地域の課題を解決するに当たって、ご協力をいただければと思っております。今お話をいただきました件につきましては、推進計画の作成にあたって検討させていただきたいと思っております。

**【関川委員】**

大綱（案）の9ページ、職員数に関係する部分ですが、グラフがきちんと載っていて一応数字も載っています。当然それなりの理由があってこういう数字が出てきているのだと解釈していますが、あくまでこれは正規職員ですね。見えていないのが非常勤の職員です。これがどうなのかというところが正直見えてきていない。同じページの上に、2行から5行目に誠に良いことが書いてあります。「上越市の置かれている立場をよく見た上で適正な職員数」、言いかえれば14市町村の合併ですので、当然一極集中は難しいはずです。ですから、国が示すガイドラインというか、マクロ的な指標だけでは通用しない。更には、計画のスパンは第5次の行政改革大綱と別かもしれませんけれども、別に都市計画マスタープランもあるわけで、そういうものときちんとリンクさせて職員数を考えていかないと見えてこないのではないかと思います。そこら辺が説明できるような表現にしていいただければ、非常に理解し



易いと思っています。これは、要望になりますけれども。

**【今井主任】**

こちらに書いてあります通り、国が示すものは定形な算式に当てはめて作った数字ですので、あくまでも参考ということで、上越市はエリアも広いですし中山間地域も抱えています。その実情にあった適正配置の検討を進めております。臨時職員につきましても、適正配置、業務量基礎調査をやっておりますが、こちらを把握した上で適正な配置を進めてまいりたいと思っております。

**【佐野委員】**

13ページ、「将来展望～避けるべき未来と回避するための備え～」ということで、何項目か載っています。内容に関してはとやかく言う立場ではないのですが、否定的というか将来のことをこうなるのではないかというような感じで、我々のところに出す資料であれば、将来に希望が持てるような表現をもう少し工夫していただければ大変ありがたいと思います。内容が何事も暗い所から始まります。明るい恰好で我々の胸を高めさせてもらいたい。他のところでもその辺を配慮していただきたいと思えます。

**【井部会長】**

大綱の構成の在り方です。暗い所から入っていくのかどうか。

**【今井主任】**

そこは私共も苦しいところで、おっしゃられる意見はとてもわかります。結論的に言いますと、夢のあるお話というのは第6次の総合計画で夢のあるプランを謳わせていただいております。それを実現するための手法として行政改革というのがございます。行政改革という面から見るとこういうふうな書き方になってしまうのですが、実はそちらの夢のあるプランは総合計画で一番上位に掲げております。皆さまに綺麗などころを見ていただくことに越したことはないのですが、そうではないところも全部詳らかにしてから皆さまにご理解をしていただいた上で、行政改革の取り組みをご理解いただきたいという思いから今回の計画につきましては記載させていただきました。

**【井部会長】**

他にございますか。

**【西條委員】**

この資料を見た時に暗くて途中で見るのを止めたくまりました。これは今井主任がおっしゃった通り、総合計画の中の一つの部分だと思いますが、全体の総合計画策定にあたっては、委員がいらっしゃると思うのですが、どういう方が委員になっておられるのか全く分かりません。見落としているのかもしれませんが、出来たら総合計画に関わっているメンバーを公表していただければありがたいと思います。

**【井部会長】**

今日の担当は、そちらの専門ではないですから、後日事務局より資料を用意させていただきます。

**【小田委員】**

前回の意見交換の中で、こういう取り組みをしていただきたいということでお願いしたことがあります。職員定数というのを正規の職員定数だけで把握するのはいかなものか。非常勤の方、特に定年の関係で再任用の方とか、全体像として示して欲しいということで、お答えは私の記憶では人事課がそのような検討を行っていますというお話でした。先ほど会長も質問したことと同じなのですが、前回の延長線上での話をしていただかないとまた同じことを言うことになるのです。前回お持ち帰りになったことが具体的にどうなっているかということの説明していただくのがこの場だと思います。如何なものでしょうか。

**【今井主任】**

先回の議事録を見させていただきまして、再任用の話、定員のお話拝見しております。今人事課のほうで定員適正計画を作っております。年が明けて1月、2月の間に皆さまに公に出来ると思いますが、こちらのほうにつきましては、臨時職員を含めた数字でお示し出来るかどうか確認させていただきたいと思います。ただ、臨時職員の人数を把握するのは難しいのも事実です。数的に1,600人いるのですが、その中には1日お勤めされる方もいらっしゃいますし、半日勤めていらっしゃる方もおられるので、1人としてのカウントが難しいということです。また確認をさせていただいて定員適正化計画の中でお示し出来る部分につきましては、ご報告をさせていただきたいと思っております。

**【小田委員】**

16ページです。非常に重要なことなのでもう少し突っ込んだ説明をしていただきたいのです。正規職員のスキルを上げ、定形型の業務は非常勤の職員にお願いをする

のだということになると、事務事業の中でどういうものを正規職員が担うべきものか、どういうものを非常勤職員が担うものか、そういう仕分けをしていただかないと我々にはさっぱりわからないのです。仕事がどういうふうに違うのか、市民に対して説明していただくべきだと思います。単に職員数が足りないからその分を埋めるために臨時さんが入ってもらおうとか、それは明らかに間違った方法であって、役割分担を明確にしていきたい。それが行政改革だと思います。正規の職員がもしかしたら臨時職員と同じ様なことをやっているのだったら問題だと思います。そういう意味でやはりきちんとしたご説明をいただきたいと思います。

**【井部会長】**

これは8月の時も同じように質問が出て、その時も人事課の命題として検討していますという話でした。今日せっかく来ていただいたのですから、そういうものに対して答えていただきたいのですが。

**【今井主任】**

その辺りの実態を調査し、「定員適正化計画」を作成しております。数字等お示しできる部分が出ましたら説明させていただきたいと思います。

**【井部会長】**

他にいかがですか。この後、議会の所管事務調査もどんどん進んでいくと思いますが、もし出来るならもう1回来ていただいて、きちんと話をする方向でこれから事務方と調整をしていきたいと思います。今日はこれで終わりたいと思います。いかがでしょうか。(はい、の声) 大変どうもありがとうございました。

引き続き、公の施設の使用料の見直しについて説明してください。

**【新保係長】**

— 地域協議会説明資料により説明 —

**【井部会長】**

公の施設の使用料の見直しについて説明がございました。ご質問を受けたいと思います。

**【樋口委員】**

小学生の親御さんから言われたことなのですが、大養小学校が新しく建つ時に、プールを全面ただで貸してもらえるとという前提でしたが、プールを作ってもらえなかったのです。今は150円取られるので夏休みは殆ど誰も行かない感じで、行っても日

に何人という位です。孫達にもプールへ行きなさいと言ってもお金を取られるからと言います。学校の授業も週2回しかありません。それでまた利用料金が上がってしまうとどうかと思います。せめて小学生位は値上げしないでほしいと思います。本当は解放してほしいのです。監視をしている方に少しでも騒ぐと怒られるのです。その点もあつたりして、プールには行きたくない、お金は取られる、怒られるということなので、そのところを考えてもらいたいと思います。

#### 【新保係長】

それぞれの施設の使用料につきましては、どうしても以前ですと行政で作った施設については、格安で使えるというイメージがあったところでございます。ただ、実際これらの施設を運営していくには当然お金が掛ってきます。そういった中で最低限の部分、どうしても皆さまにご負担をお願いしたいものについて、今回計算をして必要に応じて金額が上がる施設があるとご理解いただければと思います。今回の料金の見直しにあたりましては、見直しをした施設全部が上がるという形ではなくて、210位の施設の内の全体として約3割、80施設程度が全市で上がる金額になっております。こういった施設については、大人でも子供でも同じ考え方のルールの下で値上げをさせていただくという形になってきますので、ご理解いただきたいと思います。

#### 【布施所長】

監視員については、過去に大きな事故があった事もありまして、人命に関わる部分は、どうしてもしっかりやらなければいけない部分があります。

しかしながら、安全を確保するという部分と恐怖を与えるような怒り方という事は別ですので、もしそういうところがありましたら直すように私のほうで指導したいと思います。よろしく願いいたします。

今ほど個々の話も出ましたけれども、行革から説明がなかったのですが、この案件につきましては市全体のことでございますので、報告ということで皆さんに説明しております。個々具体的な話になりますと、頸城区の関係する施設はこれだけあるのですが、次回の地域協議会で諮問するという形になります。具体的な内容について、ご意見をいただいて答申をするという運びになります。そのような位置づけになっておりますのでよろしく願いいたします。

#### 【小田委員】

使用料の話と減免基準の話と両方出てきたわけですが、前回の説明の時に減免基準

の話は無かったのです。減免基準は使用料の見直しをした後に行う。だから本年度の仕事ではないとおっしゃったのです。やっではいけないという意味ではないですが、ご回答されるときは、慎重な回答をいただきたいとお願いいたします。

使用料改定のスケジュール案ですが、減免基準の見直しという項目が出ているわけですが、平成19年3月12日に行政改革推進課から諮問案件として地域協議会に出てきているのです。今回は諮問に関わる言葉が一言も書いてないので、これは制度上運用がおかしいと思います。これは、非常に重要な案件ですから諮問案件として取り扱うのが当然だと思います。事前にお話ししておきたいのですが、減免基準の見直しの考え方というのは、平成19年3月12日のご提案の減免基準の方針案のどこをどう変えるのかという理由を根拠にしてはっきり説明していただきたいです。単純に市政モニターとか施設窓口アンケートのデーターを基に「減免はもっと厳しくやるべきではないか。」ではなくて、公共施設だから負担は当然だとおっしゃいますけれども、現行は単純に言うと100%減免か50%か0%なのです。もう少し中間的な段階があつていいと思うのです。減免100%というのは決して良いとは申し上げません。基準が荒っぽいのです。見直すのであればもう少し細かい見直し方をしていただきたいと思います。12月の地域協議会への諮問答申の時は、考え方も併せて説明というお話ですけれども、このスケジュールだと頸城では、もう12月は無理でしょうから、そういうことも踏まえてきちんとご説明願いたいと思います。よろしくお願いたします。

#### 【新保係長】

ありがとうございます。今回の減免のお話につきましては、確かに前回の段階では言葉としては出ておりません。と申しますのは、最初の段階で減免基準の見直しをセットで行うという考え方ではございませんでした。ただ、施設使用料の見直しを行う中で、実際使用されている皆さま、子供さん達やスポーツ少年団とかあるわけですが、基になる料金を変えても結果として実際使われる時の減免というのが一緒に動いていますので、セットにして考えなければいけないだろうということで、今年度途中から減免の検討を行う事にさせていただきました。減免基準の見直しについては、9月議会で減免基準の見直しに必要な補正予算を提案する際にも説明させていただいたところがございます。最初の段階で説明がなかったという部分につきましては、以上のような経過でございます。

そして、「減免基準の考え方を諮問案件とするべきではないか。」といった部分につきましては、施設の使用料、公共の施設等に関するものについては、各地域の地域協議会に諮らせていただくというルールがございますので、その中で一つ一つ金額が変わるものについては諮問をお願いしたいと考えているところでございます。なお、減免基準ですが、今の段階では諮問という形ではなくて、皆さまに十分に説明をさせてもらう中で進めさせていただきたいということで考えているところでございます。確かに施設に付帯する部分ではございますが、この考え方はその施設単体ではなくて全市的な部分でございますので、これについては考え方をきちんと整理していきたいと思っております。

先ほどアンケートのお話がありました。実際その施設を使われる皆さまのお考え、ご意見をまず十分にお聞きする必要があるだろうということで、様々な手法で行わせてもらっています。市政モニターアンケートにつきましては、当然市民の皆さま全員が常に施設を使っているわけではございませんので、全体的なバランスを掴むために行いました。施設を実際使われている方の直接生の声を聞きたいということで、施設窓口アンケートを行いました。懇談会といったものについては、施設を使われている方、使われていない方、色々な立場の方がそれぞれお互いに率直にお話し合いをしていただく中で、こういう見方もある、こういった考え方もあるのかといったものをお互いに理解した上で、意見を出してもらうのに懇談会を設置するものでございます。

減免の割合で100、50、0とかなり荒いという部分のお話ですが、懇談会が先月と今日午前中に行われまして、この割合とかといった部分について、どのようにしたらよろしいかというご意見を求めています。各団体の皆さまでございまして色々な意見でございますが、その割合についても今迄のものを踏まえてということではなくて、どういったものがよいのかといった部分から一つ一つ考えていきたいと思っております。以上でございます。

#### 【小田委員】

懇談会でやられるのは結構だと思います。懇談会のメンバーに頸城区からたぶん一人も出ていないと思うのですが、どうでしょうか。本当に幅広い声を聞いているのですか。地域協議会に諮問しない理由を今言われましたけれども、個々の地域で非常に大きな影響が出るもの、全市的だから諮問しないというのは、従来やってきたこととは違うわけですか。現実に平成19年の時は全区に諮問しているわけですか。だから全く

理由として納得出来ません。懇談会のように膨大な人たちの声を聞かないと、いいです。具体的に頸城の地域協議会の人間は誰も関係していないと思います。それで作ってしまったもので説明して納得してほしいなどというのは、ちょっと問題だと思います。

**【新保係長】**

今回の懇談会のメンバーは、確かに頸城区の方は入っておりません。このメンバーにつきましては、学識経験者やスポーツクラブ、体育協会、施設の管理者等から構成しておりまして、メンバーは9名という形でさせていただいております。全部の区からの声を反映するという考え方ではなく、団体の種類に応じて考えているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

**【井部会長】**

頸城区に該当する使用料の改正については、地域協議会の諮問答申事項であることは間違いなくと思ひます。その時に減免基準の見直しを含めてあわせて説明をするという言い方になっているけれども、小田委員が言われたように、減免を含めてそれは考えていくという言い方であったように記憶しています。今回は説明をするという言い方はどうということですか。

**【新保係長】**

皆さまから諮問の案件ではないかといったお話があるところでございますが、私共も十分検討した中で諮問とすべきものなのかどうか、確かに悩んだところではございます。そういった中で、今回減免といった部分につきましては、運用部分の内容になってきておりますので、諮問という形ではなく十分に説明させていただく方向で。ただ、説明する前段に当たりましては十分内容を検討してまいりたいと考えているところでございます。

**【井部会長】**

皆さん方が諮問ではないという解釈をしても、地域協議会としては諮問に相当する事項ではないかと言っているのです。その接点をどうするのですかと言っているのです。

**【新保係長】**

この件につきましては、他の地域協議会でも同様に説明させてもらっているところでございます。それが理由ではないのですが、今この段階で私一人の判断で諮問案件にするといった部分については、お答え出来ない部分でござひます。戻りまして検討

させていただきたいと思います。

**【井部会長】**

お聞きのように、判断が出来ないので戻って検討するということですが、当頸城では含めて諮問案件として取り扱いをするというふうにしていきたいと思います。いかがでしょうか。(はい、の声) 他にございますか。

**【小田委員】**

元々減免について、最初に減免の基準を統一する時に市が言ったことは、減免というのは条例で決めている。市が主催する場合は100%、市が共催する場合は50%、その他市長が必要と認める場合は必要と認める額。それは行政側が判断すると言われています。それはおかしいと言って我々は意見書を提出したのです。具体的な基準を示してほしいという形で先程申し上げたような諮問案件になっているのです。具体的な基準こそ重要なのです。本当に市民が納得する基準なのか。説明事項というのは、今会長が言われましたように「頸城区としては諮問案件と考える。」というふうに取り扱っていただきたいと思います。

**【井部会長】**

他ございますか。ないようであります。この案件については、今も申し上げましたように諮問案件でありますので、次回の協議会に提案をいただいて、諮問案件として協議をしてその結果を答申するというスケジュールで進めたいと思います。今日は、以上で終わりたいと思います。よろしいですか。(はい、の声)

行政改革推進課の皆さん大変ご苦労さまでありました。よろしくお願ひしたいと思います。皆さんのほうで何かございますか。ないようであります。次回の日程についてお願いします。

**【関次長】**

それでは、次回の地域協議会の日程でございますが、1月15日(木)を予定しております。よろしくお願ひいたします。

**【井部会長】**

今の諮問案件は12月のスケジュールに書いてありますけれども、どこも1月にずれ込んでいるようでありますので、まずお話を聞いて、そして協議をいただいて答申になりますから、15日ということでよろしくお願ひいたします。

以上で、第10回の地域協議会を終了といたします。今年はこれで最後になります



が、皆さんそれぞれ良いお年をお迎えいただきたいと思います。大変ありがとうございました。

午後 7 時 3 3 分閉会

9 問合せ先

頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL025-530-2311 (内線 212)

E-mail : [kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp)

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。